

「江別市営住宅条例の一部改正(案)」に対する 意見公募(パブリックコメント)の結果と市の考え方について

(意見募集期間:令和6年12月9日から令和7年1月9日)

令和7年2月

江別市 建設部 建築住宅課

意見公募(パブリックコメント)の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	令和6年12月9日から令和7年1月9日
提出者数	2人
提出件数	3件

■意見の反映状況

区 分		件数
A	意見を受けて案に反映するもの	0
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	1
C	案の変更はないが、今後の参考等とするもの	0
D	案に反映しないもの	2
E	その他の意見	0
合 計		3

■寄せられたご意見と市の考え方

(ご意見につきましては、可能な限り原文のとおりとし、受付順に掲載しております。)

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の 反映状況
1	昨今の物価高騰により市民の生活状況は圧迫され、とりわけ低所得世帯にそのしわ寄せがおとずれます。衣食住どれもが価格高騰する世の中において、せめて「住」における市としての配慮は重要です。市営住宅に入居しようと思っても身寄りがない方もいるはずです。 したがって、入居手続きの際の連帯保証人の届出の廃止には賛成です。	単身高齢者の増加といった社会情勢等も踏まえ、住宅に困窮する市民への更なる配慮の観点から、連帯保証人制度の廃止が妥当と判断しております。	B
2	公営住宅の連帯保証人の届け出を廃止することについて、以下のリスクが考えられます。 1.家賃滞納の増加:家賃の未払いがあった際の債務履行が保証されない。 2.自治体における管理の困難さ:物件の破損や不適切利用の際の対応が必要となる。 3.財政負担の増加:家賃の未払いによる住宅の管理費用が発生する懸念がある。 4.入居者選別の困難さ:入居者の信用度や支払能力をどう把握するか。 5.社会的責任の分散:個々の入居者の責任感が薄れ、自立心が希薄になる恐れ。 単に連帯保証人制度を廃止してもその後の居住者の在り方が変わり、滞納額の増加や市政に及ぼす影響が、事前の調査以上になってしまう可能性は捨てきれません。 連帯保証人が廃止になる代わりに、保証人代行サービスや保証会社の利用を必須とし、公営住宅制度そのものや住環境に悪影響が及ばないようにする策は設けるべきです。	改正民法の施行(令和2年4月)に伴い、国では、公営住宅について保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべきとしており、道内の主要市でも、制度を廃止する市が増えている状況です。 当市においても、現状分析の結果、連帯保証人の廃止が滞納額に及ぼす影響が少ないものと判断しております。 ご意見の家賃滞納の増加等のリスクは承知しておりますが、市営住宅は、住宅に困窮する市民に低廉な家賃で提供する住宅であることから、市内の住宅セーフティネット機能の維持・向上の観点から、入居者の経済的な負担等を踏まえ、有料の保証人代行サービスや保証会社の利用を入居要件とすることは考えておりません。	D
3	また、連帯保証人自体を廃止にするのではなく、連帯保証人の確保に問題がない場合は従来通り届け出を行い、確保が難しい場合は保証人代行サービスや保証会社を斡旋するなど、居住希望者の現状に応じたプランを提示し、債務不履行が無いような仕組みづくりをご検討いただければと思います。 市政の歯車が一部でもずればじめると、市に居住するすべての住民に影響が生じるため、隣接市の方針などに左右されず、江別市として全市民が納得する方針の策定に向けてご検討ください。	前述のとおり、入居者の経済的な負担等を踏まえ、保証人代行サービスや保証会社の斡旋は考えておりませんが、連帯保証人制度の廃止後は、緊急連絡先の提出を入居要件とするなど、制度廃止のリスク低減に取り組んでまいります。	D